

文教厚生委員会資料

教育委員会
令和5年1月13日

報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について … P 1
- (2) 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて… P 2
- (3) 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について … P 5
- (4) 令和5年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月末）について … P 11
- (5) 保育所等におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査の結果について … P 12
- (6) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要（パブリックコメント等を踏まえた変更点）について … P 13
- (7) 中高生の全国スポーツ大会等での活躍について … P 20
- (8) 県立青少年社会教育施設の宿泊棟の利用再開等について … P 22

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 新学期における学校での感染症対策の徹底

新学期を迎えるにあたり、県内の新型コロナウイルス感染者数の急拡大の状況を鑑み、特に下記の点に留意しつつ、学校教育活動や寄宿舎における新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの感染症対策の再徹底を、各校に要請

① 健康管理の徹底

- ・ 日々の体調管理、軽い症状であっても早めの受診を促すなどの対応

② 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など、科学的知見に基づき、ポイントを絞った効果的・効率的な対策を実施
- ・ 換気については、暖房費の増額措置もあることから、回数を減じることのないよう留意

③ 寄宿舎における感染症対策の徹底

- ・ 県費での検査を効果的に活用するとともに、帰寮後の一定期間の厳格な健康観察や、感染症対策に関する指導等を徹底

④ 受験等に伴う感染症対策の徹底

- ・ 受験等で県外等に移動する際には、前後の健康管理や移動中、滞在先での感染症対策に関する指導等を徹底
- ・ 寄宿舎生については、県費での検査も可能であるため、必要に応じて活用

2 県立学校の寄宿舎における対応

冬期休業中における寄宿舎生の帰省及び帰寮にあたり、次のとおり対応

- ・ 帰省しない生徒がいる学校は、冬期休業中に閉寮する場合、閉寮期間中の当該生徒の滞在先として、近隣の宿泊施設等を確保。宿泊経費は県費負担（食費は自己負担）

〔対応実績〕 1校（4名）

- ・ 帰寮に際し、保護者や生徒から、他の寄宿舎生と離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等を確保し、帰寮後の一定期間そこで滞在。宿泊経費は県費負担（食費は自己負担）

〔対応実績〕 2校（7名）

- ・ 帰寮に際し、必要に応じて、希望する寄宿舎生を対象に、新型コロナウイルス感染症に関する検査を実施。検査経費は県費負担

〔対応実績〕 3校（40名）

（その他）

- ・ 帰省する生徒は、移動中や自宅等での生活において、日々の健康観察を徹底するとともに、「三つの密」の回避など、基本的な感染防止対策を徹底
- ・ 体調の不良を訴えた場合は、当面帰寮を見合わせ、自宅等での待機を要請
- ・ 帰寮後の一定期間（7日間程度）を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と記録、症状の有無等、教職員が直接生徒に確認するなど、徹底した健康観察を実施

令和6年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて

1 基本方針

- ① 近年の受験者減少・受験倍率低下に対応して、適切な資質能力を有する受験者をより多く確保する。
- ② 30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を確保する。
- ③ 地域に根ざした教育を推進する者やスポーツに秀でた者を対象とした特別選考枠を設けるとともに、民間企業等での勤務経験のある者への加点を行うなど、多様な価値観・実績等をもった人材を確保する。

2 見直しの内容等

(1) 募集区分の新設

- ① 島根県出身者を対象とした特別選考「島根創生特別枠」の新設 ※島根創生計画の施策に準じ、中長期的に実施予定
島根への愛着と誇りを持ち、ふるさと島根に根ざした教育を推進することのできる教員を採用
〔対象者〕 次のア～オをすべて満たす者が対象
ア 島根大学（大学院を含む）又は島根県立大学の在籍者
イ 上記大学の学長から推薦を受けた者 ※大学別に推薦者数の上限を設定する予定
ウ 島根県内の国公立高等学校（松江高専を含む）・特別支援学校高等部の卒業生
エ 島根県公立学校教員となることを第一志望とする者
オ 令和6年4月1日付けで島根県公立学校に勤務できる者
〔対象区分〕 小学校、特別支援学校（小学部）
〔試験内容〕 第1次試験：論述試験、第2次試験：個人面接
- ② スポーツの技能・実績のある者を対象とした特別選考「第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）競技力向上枠」の新設
〔対象者〕 次のア・イのいずれかの者が対象
ア 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者
イ 全国規模の競技会等において4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者
〔募集競技〕 国スポ対象競技のうち、緊急に教員での人材確保を図る必要があるもの
※具体的な競技は、募集要項発表までに決定
〔対象区分〕 中学校・高等学校・特別支援学校の保健体育
〔試験内容〕 第1次試験：論述試験、第2次試験：個人面接

(2) 第1次試験免除及び加点の特例（主なもの） ※下線は追加・変更部分

経験等による能力実証及び人材確保等の観点から、第1次試験の免除及び第1次試験への加点を行う。

- ① 第1次試験の全免除（次のア～ウのいずれかの者が対象）
ア 県外の国公立学校で正規教員として1年以上勤務している者（現職）
〔対象区分〕 小学校、中学校、特別支援学校
イ 前年度の本県採用試験（第2次試験）の「面接試験・模擬授業等」がA評価だった者
ウ 前年度の本県採用試験の「繰上げ候補」で名簿登載にならなかった者
- ② 第1次試験の一部免除（論述試験のみ実施）及び加点（次のア～ウのいずれかの者が対象）
ア 県内外の国公立学校において、常勤の講師等として出願時に通算1年以上勤務している者（現職）で、前年度の本県採用試験の第1次試験合格者（第2次試験受験対象者）
イ 石見・隠岐地域限定受験者のうち、次の(i)～(iii)をすべて満たす者
(i) 出願時に石見・隠岐地域の公立学校に常勤の講師等として勤務している者（現職）
(ii) 石見・隠岐地域の公立学校で常勤の講師等として通算1年以上の勤務経験がある者
(iii) 現在の勤務校が所在する市町村教育委員会の教育長から推薦を受けた者
〔対象区分〕 小学校、中学校

ウ 過去に県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者
〔対象区分〕 小学校、中学校、特別支援学校

③ 第1次試験への加点

ア 県内外の国公立学校において、常勤・非常勤の講師等として出願時に通算1年以上勤務している者(現職)
※前頁②-アの対象者を除く。
※加点の点数は常勤講師と非常勤講師で異なる。

イ 過去に県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者
〔対象区分〕 高等学校、養護教諭、栄養教諭

ウ 大学等卒業後から継続して3～10年間、民間企業等に勤務している者(出願する校種・教科の免許状所有者に限る)

エ 島根かみあり国スポに向けた指導者等への加点 ※前頁(1)～②の対象者を除く。

〔対象者〕 次の(i)・(ii)のいずれかの者が対象

- (i) 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者
- (ii) 全国規模の競技会等において8位以上の成績を収めた競技者またはその指導者

※日本代表・全国4位以上の加点は継続。全国5～8位の加点を追加

※加点の点数は日本代表・全国4位以上と全国5～8位で異なる

〔対象競技〕 島根かみあり国スポで実施される競技

〔対象区分〕 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

(3) 出願要件等の変更

① 併願制度の新設

以下のア～ウを第1志望とする者は、第2志望の校種・教科の普通免許状を有する場合(取得見込を含む)、併願を可能とする。

	第1志望	第2志望
ア	中学校教諭	小学校教諭
イ	中学校教諭(技術・家庭受験者以外)	中学校教諭(技術・家庭)
ウ	高等学校教諭(情報受験者以外)	高等学校(情報)

② 小学校「英語枠」の出願要件の緩和

中学校教諭普通免許状「英語」の所有者等のほか、CEFR B2相当(英検準1級程度)以上の英語力を有する者や、高い英語指導力があると認められる者(1次試験前に口頭試験で判断)の受験を可とする。

③ 高等学校「社会人を対象とした選考(特別免許状による採用)」の出願要件緩和・教科追加

- ア 出願する教科の高等学校教諭普通免許状を有しない者が対象(出願する教科以外の高等学校教諭普通免許状所有者も対象)
- イ 対象教科に高等学校「情報」を追加(農業、工業、商業、水産は継続)

(4) 受験機会の確保

① 第2次試験(面接試験)における会場に大阪・東京会場を追加(小学校のみ)

※ 第1次試験の大阪・東京会場は継続(全校種・職種)

② 第2次試験における追試験(継続)

新型コロナウイルス感染や災害などやむを得ない事情により受験できなかった者が対象

(5) 特別選考試験(出願要件変更を含む)

即戦力となる人材を早期に確保するために、5月上旬の連休中に特別選考試験を実施(試験は面接のみ)。

〔対象者〕

- ① 県外の国公立学校に正規教員として3年以上勤務している者(現職)
- ② 直近6年以内に県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者

〔対象区分〕: 小学校、中学校(全教科)、高等学校(農業・工業・水産・情報)、特別支援学校(小学部)

※人材不足が生じている区分に限定

3 試験日程

(1) 特別選考試験

3月3日(金)	募集要項(特別選考)発表
3月中旬～4月上旬	出願期間
5月上旬	特別選考試験(面接試験)
5月18日(木)	合格発表

(2) 一般選考試験

4月14日(金)	募集要項(一般選考)発表
4月下旬～5月下旬	出願期間
7月8日(土)	第1次試験(筆記試験:教職教養・専門教養・論述試験)
7月26日(水)	第1次試験合格発表
8月19日(土) ～8月27日(日)	第2次試験(面接試験・実技試験)
9月10日(日)	第2次試験の追試験(面接試験・実技試験)
10月4日(水)	第2次試験合格発表

4 会場

- (1) 特別選考試験 松江会場:島根県教育センター・自治研修所
東京会場:都道府県会館

(2) 一般選考試験

[第1次試験]	松江会場:くにびきメッセ 大阪会場:JEC 日本研修センター江坂(予定) 東京会場:都道府県会館(予定)
[第2次試験]	松江会場:島根県教育センター・自治研修所、島根県職員会館 松江農林高等学校【実技試験】 大阪会場:JEC 日本研修センター江坂(予定) 東京会場:都道府県会館(予定)

5 募集人数

概ね前年度並みで平年と比べて多い募集人数とする予定

(前年度募集人数 小150、中85、高38、特25、養10、栄1、障がいのある方を対象とした選考3 計312人)

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について

1 目的

- (1) 中学生が多様な選択肢の中から主体的に高校を選ぶことができるようにする。
- (2) 生徒一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価できるようにする。
- (3) 各高校の教育の魅力化・特色化を推進する。

2 改善方針

- (1) 推薦入学者選抜（推薦選抜）を廃止し、「総合入学者選抜（総合選抜）」を以下のとおり実施する。
 - ・ 中学校等の校長の推薦を必要としない。
 - ・ 定時制・通信制課程を除く全日制課程全学科において実施する。
 - ・ 募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度までで各高校が定める。
 - ・ 地域外からの入学者数を制限している全日制普通科4校（松江北高校、松江南高校、松江東高校は10%、出雲高校は5%）について、地域外入学制限を行わない。
- (2) スポーツ推進指定校推薦入学者選抜（スポーツ特別選抜）を「スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）」に変更し、以下のとおり実施する。
 - ・ 中学校等の校長の推薦を必要としない。
 - ・ 中学校等の校長や部活動以外のスポーツ団体等の指導者等による活動実績の証明を必要とする。
- (3) 総合選抜及びスポーツ特別選抜を以下のとおり実施する。
 - ・ グランドデザインの「求める生徒像」に基づき各高校が要件を定める。
 - ・ 選抜の資料として志望理由書の提出を必要とする。
 - ・ 各高校が定める2つ以上の選抜検査（面接、作文、学力検査、実技等）を行う。
- (4) 中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（中高一貫特別選抜）及びスポーツ特別選抜、総合選抜を合わせて「特色入学者選抜（特色選抜）」とする。

3 開始年度

現在の中学1年生（義務教育学校7年生）が受検する予定の令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜から実施する。

4 経過

- (1) 令和2年度から入学者選抜制度の改善に関する意見聴取会等で幅広く意見を聴取
- (2) 島根県教育委員会事務局で改善方針を作成し、令和4年12月23日教育委員会会議で議決

5 今後のスケジュール

令和4年度

1月 中学校等及び高校の管理職等、市町村教育委員会担当者への説明会を実施
保護者及び中学生に説明リーフレットを配付

令和5年度（予定）

9月 各高校の特色選抜の概要を中学校等及び高校に通知、ホームページ掲載

令和6年度（予定）

7月～10月 基本方針、特色選抜の内容、実施要綱等を中学校等及び高校に通知、ホームページ掲載

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針

令和4年12月23日

島根県教育委員会

松江市教育委員会

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について

生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進

島根県教育委員会は、平成28年4月に有識者で構成する「今後の県立高校の在り方検討委員会」を設置し、同委員会から受けた提言の趣旨を踏まえて、平成31年2月に「県立高校魅力化ビジョン」を策定し、2020年代の県立高校における教育の基本的な方向性と具体的な取組を示しています。その中で、「生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進」のために、全ての県立高校において「求める生徒像」を明確にし、それを踏まえた入学者選抜方法の工夫を進めていくこととしています。また、松江市教育委員会も平成31年3月に『『松江市立女子高等学校*魅力化』の方針及び実施計画について』を策定し、これに基づいて、同様の取組を行っています。

各高校の魅力化・特色化

これらに基づき、令和3年6月には、全ての公立高校において各学校の魅力化・特色化を図るためのグランドデザインを策定し、「育てる生徒像（グラデュエーション・ポリシー）」、それに基づく教育課程の編成（カリキュラム・ポリシー）、そこで学ぼうとする生徒に対する「求める生徒像（アドミッション・ポリシー）」の3つのスクール・ポリシーを明確にしたところです。

これまでの入学者選抜制度の改善

島根県公立高等学校入学者選抜については、これまで、第2志望校制度の廃止や第2次募集の制度化、大田高校・浜田高校・益田高校の3校普通科の地域外入学制限の撤廃、松江市内の全日制普通科3校の通学区の撤廃、感染症の感染者等を対象とした追検査の実施の制度化、外国人生徒等への受検機会の確保・拡充及び受入体制の整備、推薦選抜・中高一貫特別選抜・スポーツ特別選抜における学校裁量部分の拡大などの改善を行っています。

現行の入学者選抜制度

現行の入学者選抜制度について、推薦選抜では中学校等の校長の推薦が必要であり、また推薦選抜を実施していない高校については受検機会が実質一般選抜の1回のみとなっています。こうした中、入学者選抜において中学生が合格の可能性のみを重視した安全志向の高校選択を行っている傾向が見られることが指摘されてきました。また、地域社会での体育活動や文化・芸術活動、ボランティア活動等に積極的に参加する生徒が十分に評価される仕組みになっていない現状がありました。

改善の経過

このような状況を踏まえ、令和2年度から県内の公立・私立中学校、公立・私立高校、市町村教育委員会、保護者、学識経験者の代表で構成する意見聴取会において意見をいただきながら入学者選抜制度の見直しを行ってきたところです。また、県内中学校長や高等学校長等から意見を聴取し、多様な観点から検討した結果、このたび令和7年1月から実施する入学者選抜の骨子として「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針」を策定しました。

改善の趣旨

この改善方針は、島根県の公立高校入学者選抜制度が、学習指導要領に示される「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱や、各高校が策定したグランドデザインにおける「求める生徒像」や「育てる生徒像」に対応したものになることを目指しています。それぞれの高校の魅力化・特色化が推進されるとともに、中学生が多様な選択肢の中から主体的に高校を選び、その生徒一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価できるよう、入学者選抜の改善を行います。

※ 現 松江市立皆美が丘女子高等学校

1. 目的

- (1) 中学生が多様な選択肢の中から主体的に高校を選ぶことができるようにする。
- (2) 生徒一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価できるようにする。
- (3) 各高校の教育の魅力化・特色化を推進する。

2. 改善方針

- (1) 推薦入学者選抜（推薦選抜）を廃止し、「総合入学者選抜（総合選抜）」を以下のとおり実施する。
 - ・ 中学校等の校長の推薦を必要としない。
 - ・ 定時制・通信制課程を除く全日制課程全学科において実施する。
 - ・ 募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度までで各高校が定める。
 - ・ 地域外からの入学者数を制限している全日制普通科4校（松江北高校、松江南高校、松江東高校は10%、出雲高校は5%）について、地域外入学制限を行わない。
- (2) スポーツ推進指定校推薦入学者選抜（スポーツ特別選抜）を「スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）」に変更し、以下のとおり実施する。
 - ・ 中学校等の校長の推薦を必要としない。
 - ・ 中学校等の校長や部活動以外のスポーツ団体等の指導者等による活動実績の証明を必要とする。
- (3) 総合選抜及びスポーツ特別選抜を以下のとおり実施する。
 - ・ グランドデザインの「求める生徒像」に基づき各高校が要件を定める。
 - ・ 選抜の資料として志望理由書の提出を必要とする。
 - ・ 各高校が定める2つ以上の選抜検査（面接、作文、学力検査、実技等）を行う。
- (4) 中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（中高一貫特別選抜）及びスポーツ特別選抜、総合選抜を合わせて「特色入学者選抜（特色選抜）」とする。

3. 開始年度

現在の中学1年生（義務教育学校7年生）が受検する予定の令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜から実施する。

4. 経過

- (1) 令和2年度から入学者選抜制度の改善に関する意見聴取会等で幅広く意見を聴取
- (2) 島根県教育委員会事務局で改善方針（案）を作成

5. 今後のスケジュール

令和4年度

12月 教育委員会会議において改善方針を議決

- ・ 報道発表
- ・ 中学校等及び高校に通知
- ・ ホームページに説明リーフレット及び説明動画を掲載

1月 中学校等及び高校の管理職等、市町村教育委員会担当者への説明会を実施
保護者及び中学生に説明リーフレットを配付

令和5年度（予定）

4月～ 実施要綱作成委員会を開催し、日程、出願方法、検査内容等を検討

9月 各高校の特色選抜の概要を中学校等及び高校に通知、ホームページ掲載

令和6年度（予定）

7月～10月 基本方針、特色選抜の内容、実施要綱等を中学校等及び高校に通知、ホームページ掲載

6. 令和7年度入学者選抜の内容（現行と変更点）

区分		【新規】特色入学者選抜（特色選抜）		一般選抜	第2次募集
		中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（中高一貫特別選抜）	＜現行＞ スポーツ推進指定校推薦入学者選抜 【新規】 スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）		
実施校 ※通信制除く	中高一貫教育校（飯南、吉賀）	※実施校及び指定競技は別途定める	＜現行＞ 希望する全日制学科 【新規】 全ての全日制学科	全学科	合格発表で欠員が生じた学科
募集人員	各高校が定める	※募集人員は別途定める	＜現行＞ 体育科を除き当該学科の入学定員の40%程度までで各高校が定める 【新規】 体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度までで各高校が定める	特色選抜の合格内定者数を除いた数を募集定員とする	合格発表者数を除いた数
地域外入学制限 （松江北、松江南、松江東、出雲の普通科）	—	制限なし	＜現行＞制限あり 【新規】制限なし	各該当高校普通科入学定員の10%（出雲高校は5%）以内	
出願資格	中高一貫教育校（連携型）中学校在籍者	＜現行＞ ・中学校等の校長の推薦が必要 【新規】 ※中学校等の校長の推薦は不要 ・グランドデザインの「求める生徒像」に基づき各学校が定める要件を満たす者		特色選抜において合格内定を得ていない者	一般選抜において出願した学校に再度出願はできない ※定時制を除く
出願	1月中旬		2月上旬 ※志願変更2月下旬	3月中旬	
選抜の資料 選抜検査	検査	1月下旬		学力検査3月上旬 ※追検査3月中旬	3月下旬
	内容	○個人調査報告書 ○各高校が定める書類 ○各高校が定める検査	○個人調査報告書 【新規】 ○志望理由書 ○各高校が定める2つ以上の検査 ※スポーツ特別選抜には次の資料を追加 ○中学校等の校長や部活動以外のスポーツ団体等の指導者等による活動実績を証明する書類	○個人調査報告書及び学力検査（5教科） ○比率は80:20～40:60から各高校が定める ○傾斜配点は特定の教科の倍率を2倍を限度に各高校が定める	○各高校が定める
合格内定通知	1月下旬		—	—	—
合格発表	3月中旬		—	—	3月下旬

7. スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）及び総合入学者選抜（総合選抜）のしくみ

区分	スポーツ推進指定校入学者選抜 (スポーツ特別選抜)	総合入学者選抜 (総合選抜)
実施校 ※通信制除く	※実施校及び指定競技は別途定める	全ての全日制学科
募集人員	※募集人員は別途定める	体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度までで各高校が定める
地域外入学制限	地域外入学制限を行わない	
出願資格	<p>○中学校等卒業見込みの者で、次に該当する者 ※中学校等の校長の推薦は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること ・当該学科に適性、興味及び関心を有すること ・合格内定した場合、入学の意思が確実であること <p>※スポーツ特別選抜には以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの各種大会で実績を有する、または部活動等で優れた資質や能力を有すること ・入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること <p>○グランドデザインの「求める生徒像」に基づき各高校が定める要件を満たす者 ※評定、学習活動、部活動・課外活動の実績、取得資格・検定 など ※各学校の学科ごとに要件等が異なる場合がある</p> <p>例1：医師志望であり、将来は医療に貢献したいと思う者 基準：学習の記録 評定平均4.0以上 数学・理科の2教科の評定平均4.5以上 行動の記録 「自主・自律」、「創意工夫」を重視</p> <p>例2：農業後継者として、将来の農業を担う意欲のある者 基準：1つのことにしっかりと打ち込めること (生徒会活動、部活動等) 行動の記録 「基本的な生活習慣」を重視</p>	
選抜の資料 選抜検査	<p>○個人調査報告書</p> <p>○志望理由書 ※この他各高校が定める書類（課題レポートなど）を求めることも可</p> <p>○各高校が定める2つ以上の検査 (面接または口頭試問、作文または小論文、プレゼンテーション、教育委員会作成学力検査または学校独自学力検査、実技、理科実験、英語スピーチ など)</p> <p>※スポーツ特別選抜には次の資料を追加 ○中学校等の校長または部活動以外のスポーツ団体等の指導者等による活動実績を証明する書類</p>	

令和5年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月末）について

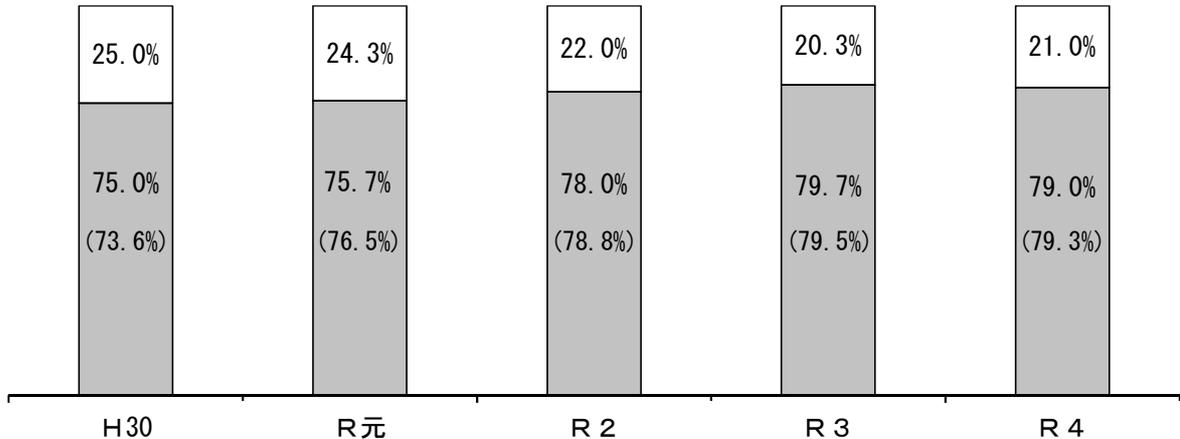
（注）県立、市立、私立の全日制・定時制の合計で、令和2年度は1月末時点の数値

1 就職内定状況の年度別推移

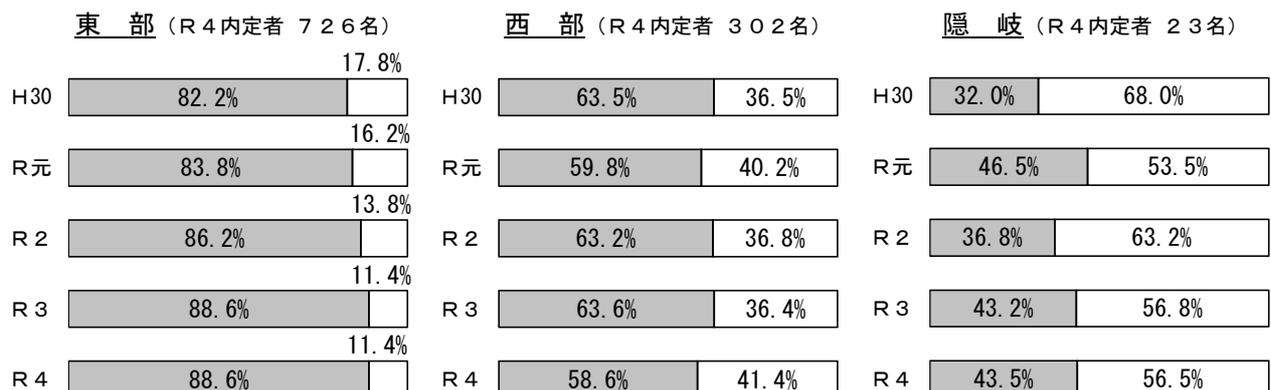
年度	卒業予定者数 (人)	就職希望者数(人)			就職希望者の 割合	就職内定者数(人)			内定率 12月末	就職未内定者数(人)		
		県内	県外	小計		県内	県外	小計		県内	県外	小計
H30	6,080	1,041	340	1,381	22.7%	986	328	1,314	95.1%	55	12	67
R元	5,973	1,124	348	1,472	24.6%	1,058	339	1,397	94.9%	66	9	75
R2	5,850	986	280	1,266	21.6%	965	272	1,237	97.7%	21	8	29
R3	5,596	909	238	1,147	20.5%	866	220	1,086	94.7%	43	18	61
R4	5,537	882	233	1,115	20.1%	830	221	1,051	94.3%	52	12	64

2 就職内定者の県内、県外の割合（ 県内 県外）

（ ）は県立高校における割合



3 高校の所在地域別の就職内定状況（ 県内 県外）



保育所等におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査の結果について

昨年9月に静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が起きたことを受け、9月に全国の保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設に対して、バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検が実施された。

【調査の概要】

- 1 実施期間 令和4年9月～12月
- 2 調査方法
 - (1) 県内の全保育所等418施設に対し、書面による点検調査を実施
 - (2) そのうち送迎バスの運行が確認された23施設は、実地調査を実施（施設責任者の同席の下、どのような体制で、どう確認しているか具体的に聴取）
- 3 結果概要
 - (1) 運行しているバスの台数
34台（うち、車内にセンサー等のシステムを導入しているバス：0台）
 - (2) 主な実地調査結果（保育所等※1 R4.12.8時点、公立幼稚園 R4.12.15時点）

（単位：施設）

内 容	実施済		未実施			
	保育所等(※1)	公立幼稚園	保育所等(※1)	公立幼稚園		
こどもの出欠確認にあたって、連絡が無くこどもがいない場合、保護者へ確認を取っているか、また、こどもの出欠状況について、職員間で情報共有を行っているか。	23	15	8	-	-	-
こどもの出欠状況等について複数の職員で確認しているか。	23	15	8	-	-	-
乗降時にこどもの人数や名前等の確認を行っているか。	23	15	8	-	-	-
乗降時に確認された情報を施設・園の担当（担任）職員等に引き継ぎ、こどもの出欠に関わる情報と突合等を行っているか。	23	15	8	-	-	-
こどもの降車後に車内の見回りを行っているか。	22	14	8	1	1(※2)	-
各日、登園・降園それぞれ記録できる乗車名簿を作成しているか。	22	14	8	1	1(※2)	-
通園バスの乗降に係る安全確保について「学校安全計画」等に規定しているか。	15	7(※3)	8	-	-	-
バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。	23	15	8	-	-	-

(※1) 保育所、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設

(※2) 未実施の施設に対しては、助言指導を行い、現在は実施されている。

(※3) 保育所・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設（8施設）は対象外

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的な ガイドラインの概要（パブリックコメント等を踏まえた変更点）について

スポーツ庁及び文化庁は、それぞれに設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」が取りまとめた提言を踏まえ、平成 30 年に策定されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定することとし、令和 4 年 11 月に示した新たなガイドライン（案）についてパブリックコメントを実施し、同年 12 月 27 日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

【ガイドライン策定の趣旨等】

- ・ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むことが必要であるとの観点から、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示された。
- ・ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することとしている。

【主な内容】

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、従来のガイドラインの内容を踏まえた、適正な運営等の在り方

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方等

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方

- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IV は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

【パブリックコメント等を踏まえた主な変更点】

<変更前>

休日の学校部活動の地域移行の達成時期の取扱い

- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

<変更後>

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

※ 達成時期について、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととした。

【参考】

<これまでの経過と今後の予定>

- | | |
|---------|---|
| 令和2年9月 | 文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」により、方向性等を示す |
| 令和3～4年度 | 県内3市町（浜田市・美郷町<R3～4>、雲南市<R4>）で国委託のスポーツ庁「地域運動部活動推進事業」及び文化庁「地域部活動推進事業」により実践研究を実施 |
| 令和4年6月 | スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が「運動部活動の地域移行に関する提言」をスポーツ庁長官へ提出 |
| 令和4年8月 | 文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」が「文化部活動の地域移行に関する提言」を文化庁長官へ提出 |
| 令和4年11月 | スポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」を示し、11月17日から12月16日までパブリックコメントを実施 |
| 令和4年12月 | スポーツ庁・文化庁が「 <u>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</u> 」を策定 |
| 時期未定 | <u>文部科学省が、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手続に資するための手引きを示す予定</u> |

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組み必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方」とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組み体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ス等に
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい
生徒等の二一スに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アスリート等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

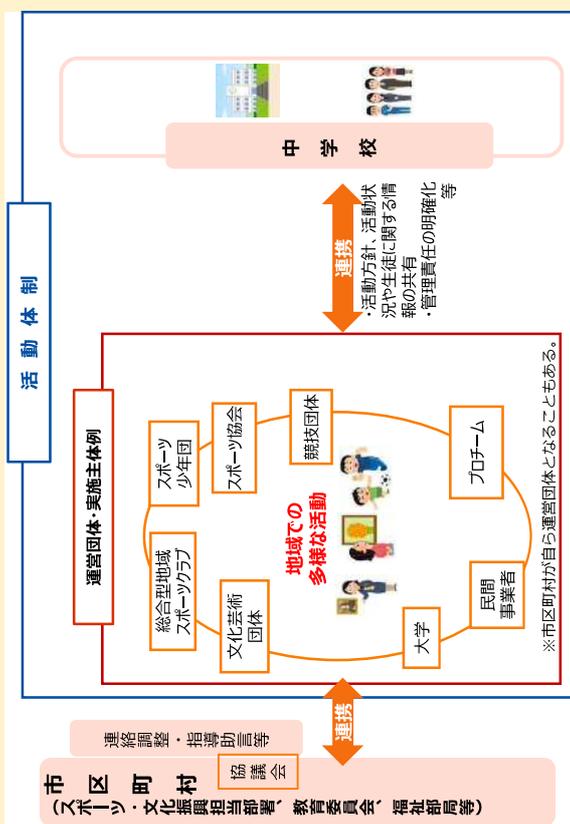
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

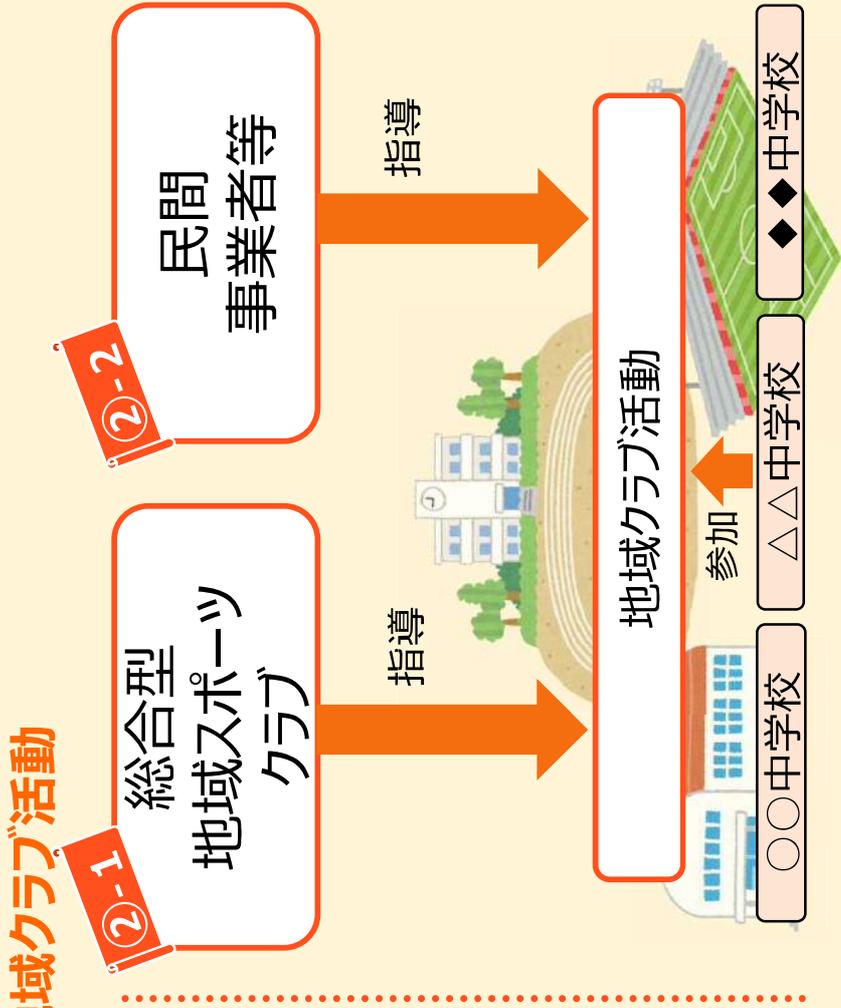
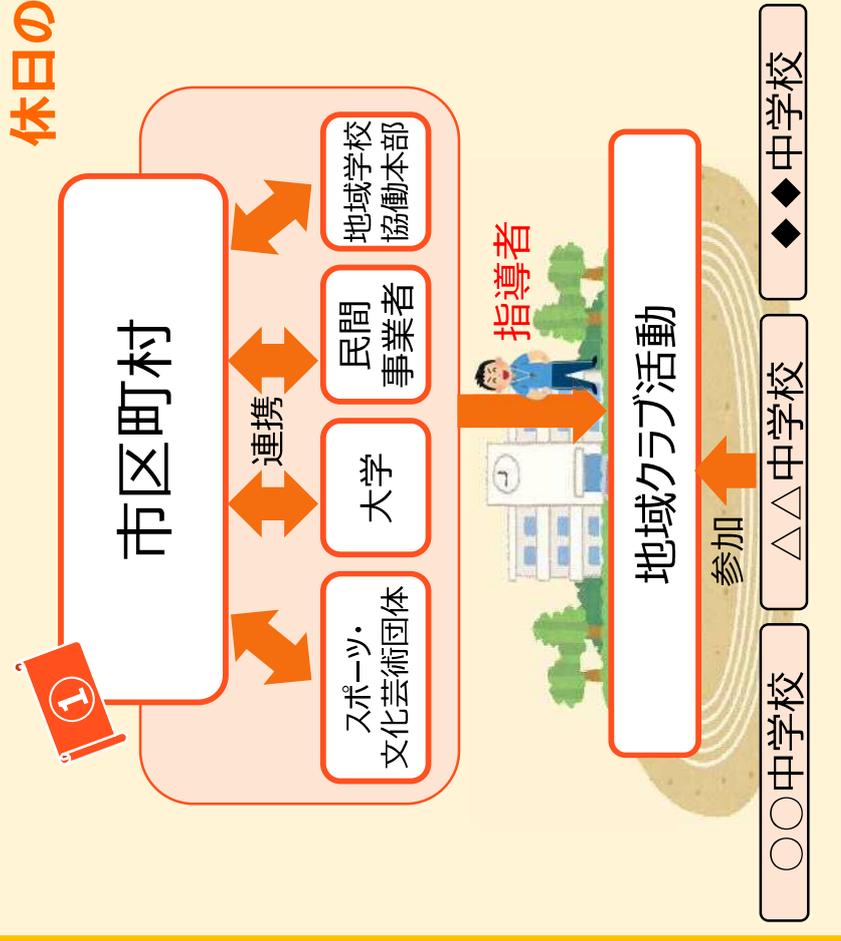
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

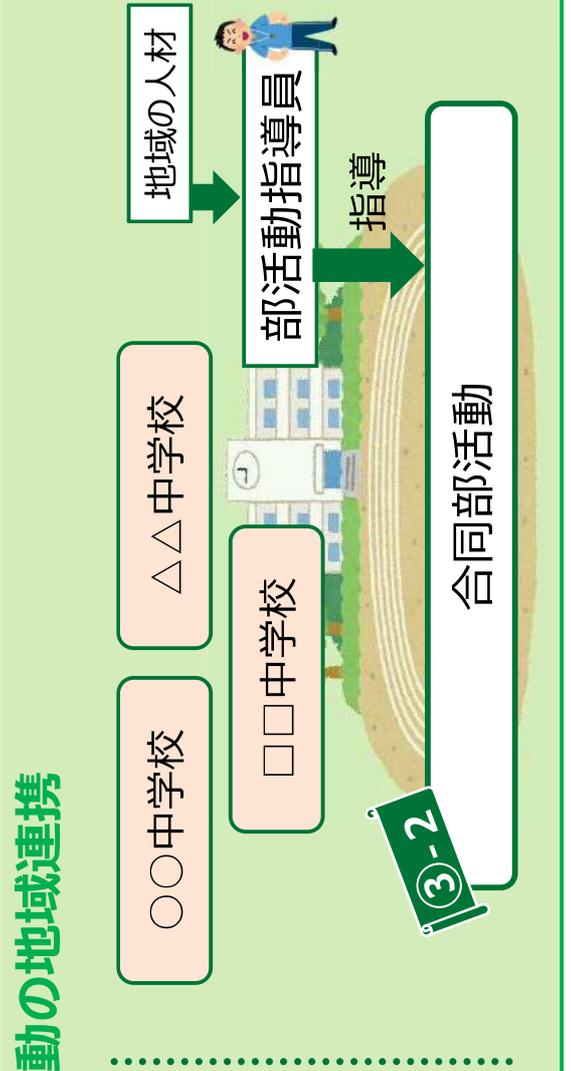
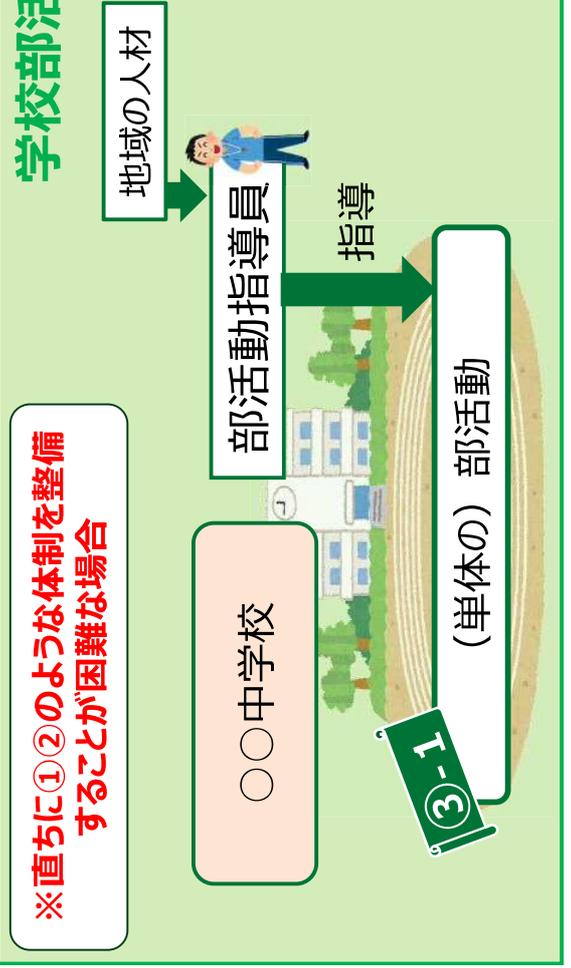
運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

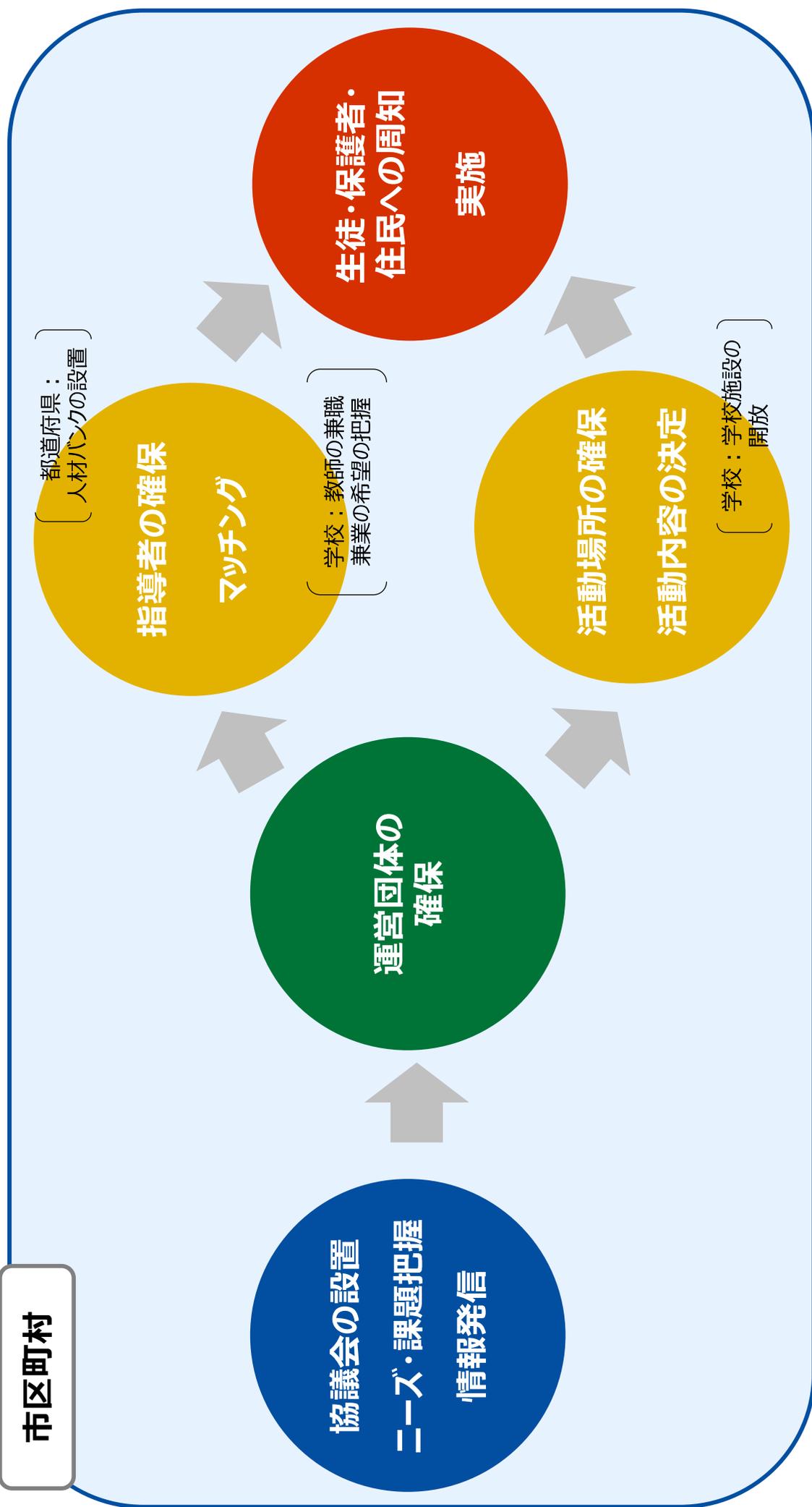


休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素 (例)

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

中高生の全国スポーツ大会等での活躍について

1. 高校生

No.	大会名	種目	選手・学校名		成績
1	第54回全国高等学校選抜ホッケー大会 (12月23日～28日/岐阜)	男子	横田高校		優勝
2		女子	横田高校		5位
3	全国U18女子セブンズラグビー大会 (10月22日～23日/埼玉)	女子	石見智翠館高校		優勝
4	第16回U18陸上競技大会 (10月21日～23日/愛媛)	男子3000m競歩	吉迫大成	島根中央高校	2位
5		男子ハンマー投	松本祐太郎	松江工業高校	5位
6	アジア・パシフィック・カヌー スプリント大会 (9月29日～10月2日/石川)	U18ミックスK4 200m	三島まりあ・橋本寧々	出雲農林高校	2位
7		U16ミックスK4 200m	河野賢晃・河野文晃	島根中央高校	優勝
8		U16男子Kリレー	河野賢晃・河野文晃	島根中央高校	2位
9		U16男子K2 500m	河野賢晃・河野文晃	島根中央高校	3位
10		U16男子K4 500m	島根中央高校		3位
11	日本カヌースプリント選手権大会 (9月7日～11日/石川)	少年男子K1 200m	植出土虎	島根中央高校	3位
12			河野賢晃	島根中央高校	5位
13			大見省吾	島根中央高校	6位
14		少年男子K1 500m	植出土虎	島根中央高校	4位
15			大見省吾	島根中央高校	8位
16		少年男子K1 1000m	植出土虎	島根中央高校	優勝
17			松本貢輝 ^{ブライアン}	島根中央高校	5位
18			吉村颯人	島根中央高校	7位
19			河村大樹	島根中央高校	8位
20		少年男子K2 500m	植出土虎・松本貢輝 ^{ブライアン}	島根中央高校	優勝
21			河野賢晃・河野文晃	島根中央高校	3位
22			河村大樹・兒島生知	島根中央高校	5位
23		少年男子K4 500m	島根中央高校		優勝
24		少年男子C1 200m	浦部輝	出雲農林高校	4位
25			宇田川樹生	島根中央高校	6位
26			中島聡太	島根中央高校	7位
27		少年男子C1 500m	中島聡太	島根中央高校	4位
28			浦部輝	出雲農林高校	5位
29			磯田朔冶	出雲農林高校	8位

30	日本カヌースプリント選手権大会 (9月7日～11日／石川)	少年男子C1 1000m	浦部輝	出雲農林高校	4位
31			中島聡太	島根中央高校	5位
32			深井翼	出雲農林高校	7位
33			谷地太陽	島根中央高校	8位
34		少年男子C2 500m	浦部輝・磯田朔治	出雲農林高校	2位
35		少年女子K1 1000m	廣戸舞	出雲農林高校	4位
36		少年女子K2 1000m	河端風花・品川聖奈	島根中央高校	3位
37		少年女子K2 500m	廣戸舞・周藤はるか	出雲農林高校	5位
38	少年女子K4 500m	島根中央高校		3位	
39	文部科学大臣杯日本カヌースプリントジュニア選手権大会 (8月19日～22日／山梨)	男子K1 500m	植出土虎	島根中央高校	7位
40		男子K2 500m	植出土虎・松本貢輝 ^{アライズ}		島根中央高校
41			河野賢晃・河野文晃		島根中央高校
42		男子K4 500m	島根中央高校		4位
43			島根中央高校		5位
44		男子C1 200m	片伊勢志哉	出雲農林高校	優勝
45			浦部輝	出雲農林高校	7位
46		男子C1 500m	片伊勢志哉	出雲農林高校	2位
47		男子C2 200m	片伊勢志哉・漆谷海里	出雲農林高校	3位
48		男子C2 500m	市川蒼空・中島聡太		島根中央高校
49			浦部輝・磯田朔治		出雲農林高校
50		男子C4 500m	島根中央高校		2位
51		女子K1 200m	橋本寧々	出雲農林高校	優勝
52			三島まりあ	出雲農林高校	6位
53		女子K1 500m	三島まりあ	出雲農林高校	2位
54			橋本寧々	出雲農林高校	3位
55		女子K2 200m	三島まりあ・橋本寧々		出雲農林高校
56	廣戸舞・周藤はるか		出雲農林高校		
57	女子K2 500m	三島まりあ・橋本寧々		出雲農林高校	

2. 中学生

No.	大会名	種目	選手・学校名		成績
1	第23回全日本中学生都道府県対抗 11人制ホッケー選手権大会 (11月12日～13日／福井)	男子	島根県選抜		3位
2	全日本卓球選手権大会カデットの部 (10月28日～30日／奈良)	男子	三好蒼空・金丸陽	出雲北陵中学校	5位
3	第53回U16陸上競技大会 (10月21日～23日／愛媛)	女子1000m	蒲生悠桜	出雲市立第三中学校	6位

県立青少年社会教育施設の宿泊棟の利用再開等について

1 令和4年の状況

- ・ 県立青少年社会教育施設（青少年の家、少年自然の家）は、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として令和4年12月31日まで休所
- ・ この休所の間、施設内の利用できる諸室や設備を活用し、湖面活動、野外活動、ケビン棟泊・テント泊等を実施したり、主催事業や出前事業等を行うなどにより、児童・生徒及び県民の体験活動の機会を提供

2 宿泊棟の利用再開等

- ・ 令和5年1月5日から、宿泊療養施設として稼働できる体制を取りつつ開所（令和5年1月1日～4日は条例で定める休所日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により、再び宿泊療養施設として稼働することになった場合には、県から施設利用予定者へその旨を連絡するとともに、代替の体験活動への変更等を選択していただく
（日帰り体験活動への変更、ケビン棟泊・テント泊等への変更、日程変更等）
- ・ なお、県側の事情により、宿泊利用から日帰り利用へ変更していただくことに伴い、日帰り利用の施設使用料が当初の宿泊利用の施設使用料を上回る場合は、その上回る額に相当する額を減免

[施設使用料]

	宿泊使用	宿泊使用以外（日帰り利用）
高校生以下	使用料なし(注)	施設・設備ごとに設定
高校生以下を除く	1人1泊につき 県内者 1,060円 県外者 1,600円	(1) 青少年の家(例) ・ 多目的ホール 午前9時～午後5時 6,830円 (2) 少年自然の家(例) ・ 第1研修室 午前9時～午後5時 3,190円
減免規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県立青少年社会教育施設条例（抜粋） 第8条 委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 ・ 島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（抜粋） 第6条 条例第8条の規定により、青少年社会教育施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を減免することができる。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特別の理由があると認めるとき。 教育長が別に定める額 	

(注) 別途シーツ代として1人1泊170円（青少年の家）／160円（少年自然の家）の実費を徴収

サン・レイクは 宿泊研修を再開します!!

当施設では、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設としての受け入れ準備のため、令和4年12月までは一部の日帰り利用のみをおこなっていましたが、**令和5年1月から全館オープンし、宿泊研修の利用を再開します。**



一畑薬師ハイキング



サバニ



ラダーゲッター



野外炊飯



カヌー



カプラ

■利用にあたって

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により軽症者等宿泊療養施設としての利用が開始された場合は、宿泊をキャンセルさせていただく場合があります。その際も、利用可能な施設を最大限活用し、日帰り研修を行う「部分開所」とし、利用者の研修機会を確保します。

宿泊利用のご予約をいただく際に、部分開所の場合の対応についてもご案内いたします。部分開所の際に利用可能なプログラムについては、裏面をご覧ください。

■施設使用料の減免措置について

令和5年1月5日以降の施設利用において、県の事情により宿泊利用から日帰り利用へ変更していただいた結果、日帰りの施設使用料（食費・教材費等を除く）が宿泊利用時の金額を上回る場合には、減免措置の対象になります。詳しくはお問い合わせください。

※ただし、利用者の都合による変更については対象外です。

ご相談・お問い合わせ

島根県立青少年の家 サン・レイク

利用に関すること（研修支援課）、減免措置に関すること（総務課）

TEL : 0853-69-1316 FAX : 0853-69-1016

Mail : sunlake@pref.shimane.lg.jp



サン・レイク
ホームページ



【部分開所中に利用可能なメニュー例】※3月末まで当面の間

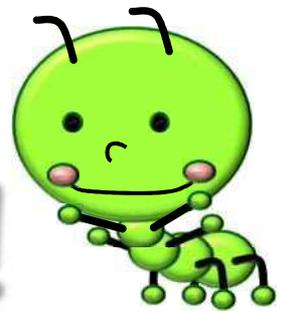
No.	プログラム	場 所	時 数	対象者	人 数
1. 屋外活動					
108	一畑薬師ハイキング	敷地外	3~4時間	幼以上	~80
109	本宮山ハイキング	敷地外	2~4時間	小1以上	~40
110	宍道湖岸ウォーク	敷地外	2~3時間	どなたでも	~80
114	火おこし	屋外創作棟	1~1.5時間	小4以上	~40
2. 調理活動					
201	野外炊飯	炊飯場・BBQH	3~4時間	小5以上	8~20
202	ぐるぐるパン	炊飯場・BBQH	3~4時間	どなたでも	10~20
203	ぐるぐるホットケーキ	炊飯場・BBQH	2~3時間	どなたでも	6~24
204	バウムクーヘン	炊飯場・BBQH	2~3時間	どなたでも	6~24
205	ぐるぐるヨーグルトパン	炊飯場・BBQH	3~4時間	どなたでも	6~24
208	石窯ピザ	BBQH	3~4時間	どなたでも	6~24
3. 湖面活動					
301	カッター研修(1日コース)	艇庫	7時間	中学生以上	6~60
302	カッター研修(半日コース)	艇庫	3時間	中学生以上	6~60
303	サバニ研修(1日コース)	艇庫	7時間	小5以上	10~40
304	サバニ研修(半日コース)	艇庫	3時間	年長以上	10~40
305	サバニ研修(しじみ観察コース)	艇庫	3時間	年長以上	10~40
306	カヌー研修(半日コース)	艇庫	3時間	小5以上	~30
307	いかだづくり	艇庫	3時間	中学生以上	6~40
4. 屋内活動					
404	カプラ	多目的H・5研	1~1.5時間	どなたでも	2~80
405	チャレンジ・ザ・ゲーム	多目的H	2~3時間	小1以上	2~60
407	ペタンク	多目的H・5研	1~2時間	小3以上	2~60
408	ラダーゲッター	多目的H	1~2時間	どなたでも	~40
409	ロープワーク	多目的H・5研	1~2時間	小5以上	~40
5. コミュニケーションスキル					
501	なかまづくりゲーム	多目的H・5研	2~3時間	小5以上	10~40
502	グループワークトレーニング(GWT)	多目的H・5研	1.5~3時間	小5以上	4~40
6. 創作活動					
601	レザークラフト	創作室	2~3時間	幼以上	~40
602	ガラス工芸	創作室	3時間	小5以上	~40
603	絵付け	創作室	2時間	幼以上	~40
604	作陶	創作室	2時間	幼以上	~10
605	七宝焼き	創作室	2~3時間	小1以上	~40
606	焼き杉	創作室	3時間	小5以上	~40
607	プラ板	創作室	2時間	幼以上	~40
608	ジェルキャンドル	創作室	2時間	小3以上	~40
609	トールペイント	創作室	2~3時間	小5以上	~40
610	絵てがみ・てん刻印	創作室	2時間	小1以上	~40
611	自然のクラフト	創作室	2~3時間	幼以上	~40

このほかにも、実施可能な活動をご用意しています。

詳しくは、HPをご覧ください。サン・レイクまでお問い合わせください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/seishonennoie/>

少年自然の家は 全館を再開します!!



当施設では、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設としての受け入れ準備のため、令和4年12月までは部分的休所とし、一部活動を制限しておりましたが、**令和5年1月から全館オープンし、宿泊棟泊及び全てのプログラムを再開**します。



冒険の森



カレー炊飯



どんぐり松ぼっくり工作



やぐらづくり



キャンプファイヤー



火おこし体験

■利用にあたって

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、軽症者等宿泊療養施設としての利用が開始された場合は、再度部分的休所とさせていただきます。その際も、利用可能な施設を最大限活用し、利用者の皆様の研修機会を確保します。

宿泊利用のご予約をいただく際に、部分的休所の場合の対応についてもご案内いたします。部分的休所の際に利用可能なプログラムについては、裏面をご覧ください。

■施設使用料の減免措置について

令和5年1月5日以降の施設利用において、県の事情により宿泊利用から日帰り利用へ変更していただいた結果、日帰りの施設利用料（食費・教材費を除く）が宿泊利用時の金額を上回る場合には、減免措置の対象になります。詳しくはお問い合わせください。

※ただし、利用者の都合による変更については対象外です。

ご相談・お問い合わせ

島根県立少年自然の家 研修支援スタッフ
TEL : 0855-52-0716 FAX : 0855-52-0707
Mail : syonen@pref.shimane.lg.jp



少年自然の家
ホームページ

【部分的休所中に利用可能なメニュー例】 ※3月末まで当面の間

プログラム	場 所	時 数	対象者	人数等
1. 野外活動				
冒険の森	冒険の森コース	～3時間	低学年～	～200
やぐらづくり	どんぐりの森・友情の森	3時間～全日	高学年～	8～100
イモームとかくれんぼ	どんぐりの森	1時間～	幼児～	～100
スコアオリエンテーリング	みんなの森コース他	1.5～3時間	高学年～	～200
浅利富士登山	浅利富士登山コース	1～2.5時間	幼児～	～200
どんぐりの谷遊び	どんぐりの谷	1～3時間	幼児～低学年	～50
キャンプファイヤー	第1・2・3ファイヤー場	1～2時間	幼児(大人同伴)～	～200
肝だめし	肝だめしコース	0.5～1.5時間	低学年～	～200
2. 炊飯活動				
カレーライス	第1炊飯場 第2炊飯場	3.5～4時間	高学年～	10～
煮込みうどん		2.5～3時間	低学年～	10～
カレーうどん		2.5～3時間	低学年～	10～
鶏釜飯(とりかまめし)		2.5～3時間	低学年～	10～
バーベキュー		3～4時間	高学年～	10～
手打ちうどん		半日～全日	低学年～	8人班
ソロ炊飯		2.5～3時間	高学年～	10～30
ホットドッグ		1～2.5時間	幼児(大人同伴)～	何人でも
ホットサンド		1～2.5時間	中学生～	～12班
パン・シチュー(ダッチオープン)		3.5～4時間	高学年～	1班5～6(4班以内)
ピザ(ダッチオープン)		3.5～4時間	高学年～	1班5～6(8班以内)
3. 創作活動				
竹ばし	創作棟	2～3時間	高学年～	～70/部屋
ブンブンごま(竹)	創作棟	1～2時間	高学年～	～70/部屋
ブンブンごま(木)	創作棟	0.5～1時間	幼児(大人同伴)～	～70/部屋
ウグイス笛	創作棟	1.5～2時間	高学年～	～70/部屋
ペンダント	創作棟, 他	0.5～1時間	幼児～	何人でも
目玉っちキーホルダー	創作棟	0.5～1時間	幼児～	～70/部屋
どんぐり松ぼっくり工作	創作棟	1～2時間	幼児～	～70/部屋
森の写真立て	創作棟	1～2時間	幼児(親子)～	～70/部屋
ストーンアート	創作棟	2～3時間	幼児～	～70/部屋
オリジナル缶バッジ	創作棟, 他	0.5～1時間	幼児～	何人でも
葉っぱでスタンプエコバッグ	野外及び創作棟	1～2時間	幼児～	～70/部屋
みんなDE森のカレンダー	創作棟	1～3時間	幼児～	～50/グループ
4. 室内活動				
火おこし	創作棟	1.5～2時間	中学年～	～180
カプラ	体育館, 創作棟	0.5～2時間	幼児～	何人でも
クップ・ニチレクボール	体育館, 野外	1～2時間	低学年～	最大24/ゲーム
キャンドルのつどい	体育館, 第2ホール, 5研	2時間(準備約1時間)	低学年～	～200
光の芸術	第2ホール	1.5～2時間	低学年～	～100
GGG(ごうつグループワークゲーム)	体育館, 第2ホール	2～3時間	中学年～	～40
室内レクリエーション	体育館, 第2ホール	2～3時間	中学年～	～40

このほかにも、実施可能な活動をご用意しています。食堂も通常利用できます。

また、5～10月はケビン棟での宿泊が可能です。

詳しくは、HPをご覧ください。少年自然の家までお問い合わせください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/>